

査答申情第45号

平成24年12月3日

生駒市教育委員会 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田 榮 仁 郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成24年3月12日付け生教指第551号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「園児の事故について（報告）」

「幼稚園園児の鼓膜が破れた事象について」

の不開示決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第45号）

第1 審査会の結論

生駒市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成24年2月21日付け生教指第539号で行った行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件決定のうち個人情報に係る部分を除いて、これを取り消すべきである。

2 異議申立ての理由

本件決定に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）に記録されている生駒市立幼稚園で生じた事案（以下「本件事案」という。）については、当該幼稚園に通園する園児の保護者に報告されているため、本件事案の内容の大部分は、プライバシーに該当しない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書について

異議申立人が平成24年2月13日付けで行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る行政文書は、次に掲げる文書であると特定し、本件決定を行った。

ア 園児の事故について（報告）

イ 幼稚園園児の鼓膜が破れた事象について

2 不開示とした理由

(1) 本件行政文書には本件事案及び園児に関する情報が多数記録されてお

り、たとえ園児及び保護者の氏名を不開示にしたとしても、本件幼稚園の名称並びに園長及び担当職員の氏名が開示された場合は、園児の特定が容易である。

また、生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号。以下「条例」という。）第7条第1号の規定により不開示となる個人情報を除いて本件行政文書を開示した場合、開示された部分には有意の情報が記録されていないと認められる。

(2) 以上のことから、本件行政文書には条例第7条第1号の規定により不開示となる個人情報が多数記録されているとともに、条例第8条第1項ただし書の規定にも該当するため、行政文書の全部を開示しない旨の決定を行った。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件行政文書について

当審査会が異議申立人から意見を聴取したところによると、異議申立人が開示請求をした行政文書は、本件事案の実態が分かる文書ということであり、第3の1に掲げる行政文書であることが確認できたため、異議申立人と実施機関には、本件行政文書に関する争いは、認められない。

##### 2 条例第7条第1号について

条例第7条第1号の規定では、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報としている。ただし、次に掲げる情報は、当該不開示情報から除いている。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに生駒市土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

### 3 条例第7条第1号の該当性について

(1) 本件行政文書には、次に掲げる情報が記録されている。

ア 本件事案に係る関係者の住所、氏名、生年月日等個人に関する情報

イ 本件事案に係る現場の状況及び関係者の言動に関する情報

(2) 上記(1)ア及びイに掲げる情報は、いずれも条例第7条第1号の規定により不開示情報に該当する個人情報であることが認められ、本件行政文書には、これらの個人情報が多く記録されている。

### 4 条例第8条第1項ただし書について

条例第8条第1項の規定では、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、その部分を除いた部分につき開示をすることになっているが、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときには、同項ただし書の規定により、部分開示の義務がなく、行政文書の全部を開示しない旨の決定ができるとされている。

### 5 条例第8条第1項ただし書の該当性について

不開示情報が多数記録されている本件行政文書については、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されているとは認められないことから、条例第8条第1項ただし書の規定に該当する。

## 第5 結論

以上のとおり、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件開示請求に対する決定は、たとえ不開示とした場合であっても、開示請求に係る文書が存在することを認めるものである。

したがって、幼稚園名を特定して行われた本件開示請求に対し、行政文書を不開示と決定したことは、個人が特定され、又は特定され得るから、本件開示請求に対する決定は、条例第10条の規定により、開示を求められた行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきであった。

審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年3月12日	・実施機関から諮問を受けた。
平成24年4月 6日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年5月 2日	・異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成24年 5月 8日 (第74回審査会)	・実施機関の意見陳述を実施した。 ・審議を行った。
平成24年 6月11日 (第75回審査会)	・異議申立人の意見陳述を実施した。 ・審議を行った。
平成24年 7月 3日 (第76回審査会)	・審議を行った。
平成24年 8月 9日 (第77回審査会)	・審議を行った。
平成24年10月10日 (第78回審査会)	・審議を行った。
平成24年11月 6日 (第79回審査会)	・審議を終結し、答申案を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	備 考
石 田 榮仁郎	会長
金 谷 重 樹	会長職務代理者
緒 方 賢 史	
田 中 啓 義	
和 島 美 枝子	